

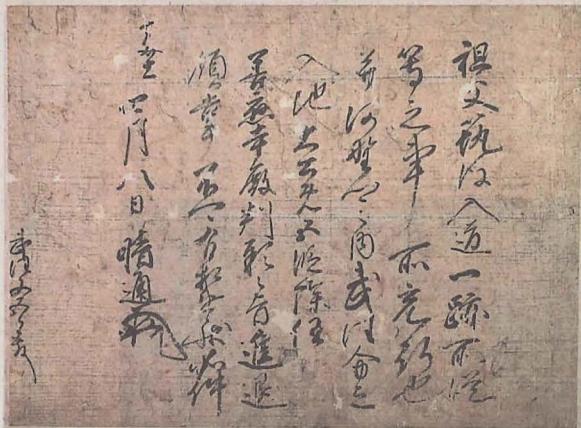
# えひめの歴史文化モノ語り

県歴博収蔵資料から ⑧

戦国時代の伊予国守護河野氏の当主は6代にわたる河野通直（左京大夫）と、不思議なことについ5人が「通直」と「通宣」を交互に名乗っている。唯一例外が晴通である。本文書は、晴通が武任又五郎通親へ、祖父筑後入道一跡所

従等を与えるとともに、河野郷（松山市）内武任分の土地を先祖以来の前例を踏襲して安堵（あんど）した文書である。

## 治世実質1年 貴重文書



河野晴通宛行状。1542(天文11)年、個人蔵、県歴史文化博物館保管

祖文政は（近）一跡不候  
写之奉り 不充給せ  
手に付て 甫成に付と  
入地と云ふ者除け  
善事無く判然と進退  
頃當年五方某に付  
丁度四月八日晴通承

間で6通が確認できることになり、治世は極めて短かっただ。うち5通は、42年の「所領宛行状」や「寺領安堵状」で、家督交代に伴う当主権表明の一環だろう。本文書はこの数少ない1通である。

この約10年後の1553年（天文22）年頃、今度は弟通宣（左京大夫）が父通直と確執を深める。この時は通宣が家督を手中におさめ、くしくも兄の雪辱を果たす形になった。花押（か

通直）との間で父子対立（天文伊予の乱）が勃発している。晴通派の譜代家臣層と通直派の従属国衆との対立、さらに周防（山口県）大内氏への外交姿勢の違いも絡んで展開された守護家の主導権争いで、河野政権のその後をも左右した。しかし、晴通が翌1543(天文12)年に没したため、父通直が家督に復帰した。そのため、晴通の発給文書は42～43年の実質約1年

間に6通が確認できることになり、治世は極めて短かった。うち5通は、42年の「所領宛行状」や「寺領安堵状」で、家督交代に伴う当主権表明の一環だろう。本文書はこの数少ない1通である。

受給者の武任氏は、河野郷内に所領を持つ河野氏の家臣だったが、通親の孫貞通（宗意）の頃に武井氏に改姓し、戸田勝隆、福島正則、加藤嘉明ら歴々の大名に仕え、嘉明の膝元松前には住んだこともある。その後、代々松山藩士として松平家に幕末まで仕え、江戸中期には御用絵師武井周発をうむ。乱世から藩政期を伊予の武士として生き抜いた武井氏にとって、本文書は最古級の由緒の証である。

短命な河野氏当主や伊予の在地系武士を知る貴重な手掛かりである。

（専門学芸員 山内治朋）

△随时掲載します△